

武蔵野市立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市立図書館条例の一部を改正する条例

武蔵野市立図書館条例（平成6年12月武蔵野市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
	<p><u>（図書館協議会）</u></p> <p><u>第7条 法第14条第1項の規定に基づき、武蔵野市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>（協議会の所掌事務）</u></p> <p><u>第8条 協議会は、地域から広く意見を求め、武蔵野市らしい特色ある図書館づくりを行うため、図書館運営に関し、館長の諮問に応じるとともに図書館奉仕について、館長に意見を述べる。</u></p> <p><u>（協議会の組織）</u></p> <p><u>第9条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から、委員会が委嘱する委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>2 協議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただ</u></p>	<p>条の追加</p> <p>条の追加</p> <p>条の追加</p>

	<p>し、再任を妨げない。</p> <p>3 <u>協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>4 <u>協議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員会が規則で定める。</u></p>	
<p><u>第7条から第9条まで</u></p> <p>（図書館の利用の制限）</p> <p><u>第10条</u> 委員会（吉祥寺図書館及びプレイスにあっては、指定管理者。<u>第12条第1項</u>において同じ。）は、図書館を利用する者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)から(7)まで （略）</p> <p>（駐車場の使用料）</p> <p><u>第11条</u> （略）</p> <p>（原状回復義務）</p> <p><u>第12条</u> 利用者は、図書館資料</p>	<p><u>第10条から第12条まで</u></p> <p>（図書館の利用の制限）</p> <p><u>第13条</u> 委員会（吉祥寺図書館及びプレイスにあっては、指定管理者。<u>第15条第1項</u>において同じ。）は、図書館を利用する者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)から(7)まで （略）</p> <p>（駐車場の使用料）</p> <p><u>第14条</u> （略）</p> <p>（原状回復義務）</p> <p><u>第15条</u> 利用者は、図書館資料</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>字句の改正</p>
		<p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p>



<p>く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(52)まで (略)</p> <p><u>(53)</u>から<u>(61)</u>まで</p> <p>第3条 第1条第13号から<u>第58号</u>までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。</p> <p>第4条 第1条<u>第59号</u>から<u>第61号</u>までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>日額で定める報酬額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から歴史公文書等管理委員会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>投票管理者から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から歴史公文書等管理委員会の委員まで (略)		投票管理者から選挙立会人まで (略)		<p>く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(52)まで (略)</p> <p><u>(53)</u> <u>図書館協議会の委員</u></p> <p><u>(54)</u>から<u>(62)</u>まで</p> <p>第3条 第1条第13号から<u>第59号</u>までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。</p> <p>第4条 第1条<u>第60号</u>から<u>第62号</u>までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>日額で定める報酬額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から歴史公文書等管理委員会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>図書館協議会の委員</u></td> <td>// 12,000円</td> </tr> <tr> <td>投票管理者から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から歴史公文書等管理委員会の委員まで (略)		<u>図書館協議会の委員</u>	// 12,000円	投票管理者から選挙立会人まで (略)		<p>号の追加</p> <p>号の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>項の追加</p>
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から歴史公文書等管理委員会の委員まで (略)																
投票管理者から選挙立会人まで (略)																
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から歴史公文書等管理委員会の委員まで (略)																
<u>図書館協議会の委員</u>	// 12,000円															
投票管理者から選挙立会人まで (略)																

(提案理由)

図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、武蔵野市図書館協議会を設置するにあたり、必要な事項を定めるため、所要の改正をするものである。